

# 杉並区立桃井第二小学校 学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月 30 日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定。以下「国基本的な方針」という。）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）並びに「杉並区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 27 年 4 月 1 日に「杉並区立桃井第二小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

今回、本年 3 月の「国基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定、および 7 月の「杉並区いじめ問題対策委員会」（以下「区対策委員会」という。）の設置、8 月の「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」を改定に伴い、本校のいじめ防止に対する基本方針として、「杉並区立桃井第二小学校学校いじめ防止基本方針」の改定を行った。

## 第 1 杉並区立桃井第二小学校いじめ防止基本方針の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、杉並区及び杉並区教育委員会、家庭、地域社会、その他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

## 第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成 29 年 8 月「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」より）

## 第 3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるという認識の下、杉並区及び杉並区教育委員会、家庭、地域社会、その他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1. いじめをゆるさない学校をつくる

いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであること

を踏まえ、全ての児童が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

## 2. いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守る取組を徹底する。

## 3. 児童の主体的な行動を促す

周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守るとともに、児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように促す。

## 4. 学校が組織的に取り組む

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、代表委員会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

また、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。そして、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

## 5. 家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、杉並区及び杉並区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、地域・社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 第4 学校における取組

### 1. 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法13条の規定、改定「国基本的方針」、「ガイドライン」、および改定「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校いじめ防止基本方針」を定める。また、自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

### 2. 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教務主幹、生活指導主任、各学年1名、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員等も加える。

(2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、杉並区及び杉並区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 3. 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

#### (1) 未然防止

- ・「すぎなみ小・中学生未来サミット」の取組等を通して、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」「生き方を学ぶ教育活動」の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない能力・態度を育成するとともに、人権や生命の大切さ、一人一人がかけがえのない存在であることを指導する。
- ・縦割り班活動やひまわり学級との交流及び共同学習を充実させ、子供同士のかかわる力を育成する。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を学校全体で推進する。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質の向上を図る。
- ・インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・家庭との情報交換や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上を図る。

#### (2) 早期発見

- ・本いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの早期発見・事案対処を行い、完全解決に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- ・東京都「ふれあい月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した児童への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握するとともに、児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努め、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、いじめに関する情報を全教職員で共有化し、学校一丸となり組織的に対応するとともに、保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。

#### (3) 早期対応

- ・重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する。
- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や、いじめを撲滅するための取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。

- ・保護者面談や保護者会の開催など、保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための、調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。

いじめ未然防止に向けた取組の年間指導計画

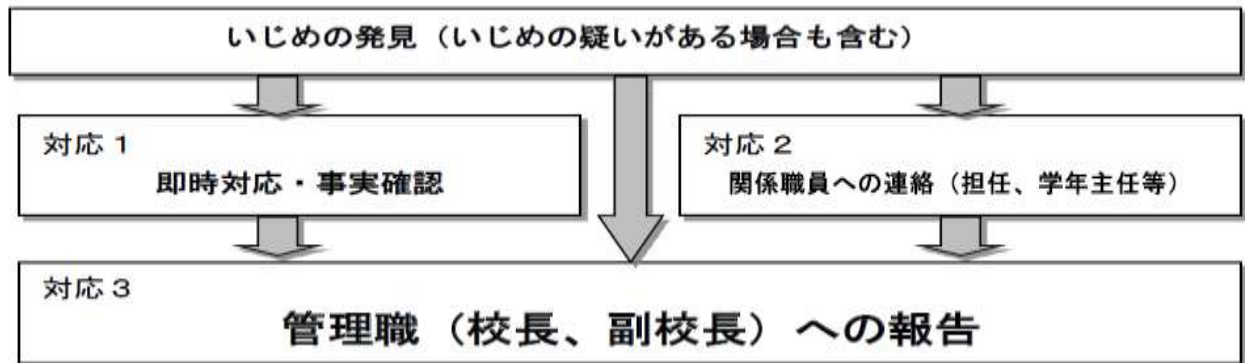
|     | 主 な 取 組                                     | 具 体 的 な 活 動 内 容  |
|-----|---|--|
| 4月  | ○児童観察・児童理解<br>○学級づくり<br>○保護者会<br>○特別支援教育研修会 | ・引継ぎ事項の確認<br>・学級経営・指導方針・指導方法の決定<br>・学校及び学級の指導方針の説明<br>・教職員の特別支援教育への理解を深める研修  |
| 5月  | ○校内委員会<br>○児童理解研修会                          | ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解<br>・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解<br>・学級での友達関係や意識の調査   |
| 6月  | ○ふれあい月間<br>○いのちの教育<br>○教育支援チーム訪問<br>○校内委員会  | ・児童へのアンケート調査の実施<br>・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施<br>・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し<br>・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認                                   |
| 7月  | ○個別懇談(保護者面談)<br>○SCによる児童面接(5年)              | ・保護者の気になることや悩みの相談<br>・保護者からの児童の実態把握・指導の連携<br>・スクールカウンセラーの全児童面談による実態把握  |
| 8月  | ○研修会  | ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修  |
| 9月  | ○校内委員会                                      | ・夏休みの児童の様子を把握・夏休み後の児童観察(行動変化等)   |
| 10月 |   |  |
| 11月 | ○ふれあい月間                                     | ・児童アンケート調査の実施(学級での友達関係や意識の調査)<br>・いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用した授業を実施<br>・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施<br>・担任の個人面談による実態把握・指導<br>・保護者の気になることや悩みの調査 |
| 12月 | ○保護者面談<br>○学校評価                             | ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携<br>・学級での友達関係や意識の調査<br>・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し   |
| 1月  | ○冬休みの生活調査                                   | ・冬休みの児童の様子を把握・冬休み後の児童観察(行動変化等)   |
| 2月  | ○ふれあい月間                                     | ・児童へのアンケート調査の実施<br>・道徳「生命の尊重・思いやり，親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施  |
| 3月  | ○校内委員会                                      | ・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認<br>・1年間の反省と今後の課題<br>・引き継ぎ事項の徹底  |

## 組織的ないじめ対応の流れ



**Step1** いじめを察知したら、直ちに管理職（校長・副校長）に報告する

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を直ちに管理職（校長・副校長）に報告する。



**Step2** 校長による学校いじめ対策委員会等の開催

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策委員会を開催する。メンバーは、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対応を図る。

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC等  
※必要に応じてSSWや、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

**Step3** 学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る

いじめの事実に基づいて、どのように解決していくのかを協議し、対応方針等を立てる。その際、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を図る。

ア 情報の収集、整理

- ・いじめの態様、いじめを受けている児童、いじめを行った児童、傍観したり周囲にいたりした児童の状況等の情報を速やかに収集し整理

イ 対応方針

- ・緊急性の確認
- ・事案検討、解消に向けた具体的な計画作成
- ・事情聴取、対応の際の留意点確認

#### ウ 役割分担

- ・ いじめを受けた児童からの聞き取り調査と支援担当
- ・ いじめを行った児童からの聞き取り調査と指導担当
- ・ 傍観したり周囲にいたりした児童と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当

#### エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- ・ 済美教育センター教育SATへの報告
- ・ 関係諸機関(荻窪警察署、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等)へ連絡

#### Step 4 いじめが解決後も観察経過・定期的な確認を行う

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童、いじめを行った児童を観察していく必要がある。

##### ア 観察経過

- ・ いじめが解決した後、いじめを受けている児童、いじめを行った児童の人間関係を継続(少なくとも3カ月程度)して観察を続ける。

##### イ 定期的な確認

- ・ スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた児童への配慮・支援
- ・ 学校いじめ対策委員会等を活用した、いじめを受けた児童の情報共有等